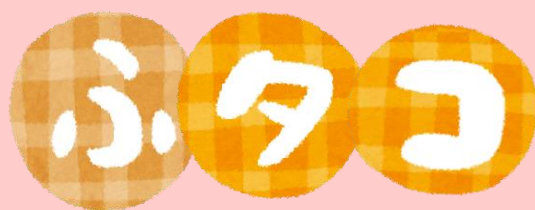


蕨市プレミアム付商品券事業

令和元年度 ふたご商品券

取扱いの手引き

～イメージキャラクター～



©蕨商工会議所2014

ふたご商品券事業委員会



取扱いの手引き：目次

ふたコ商品券(蕨市プレミアム付商品券事業)の概要	2
ふたコ商品券の流れ	4
加盟店の登録	5
取扱上の注意事項	6
ポスター等の掲示	7
ふたコ商品券を利用するお客様への対応	7
ふたコ商品券の換金方法	8
汚損した商品券の対応	10
ふたコ商品券の引換販売所	10
令和元年度蕨市プレミアム付商品券取扱要領	11
取扱金融機関一覧	14



ふたコ商品券(蕨市プレミアム付商品券事業)の概要

目 的

消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者（住民税非課税世帯）・子育て世帯（3歳未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

名 称

蕨市プレミアム付商品券事業 ふたコ商品券（以下、ふたコ商品券）

発行団体

ふたコ商品券事業委員会

実施場所

蕨市内

発行総額

3億7,750万円（販売総額3億200万円）

プレミアム率

25%

ふたコチャンス

中小・小売店で商品券をご利用された方に抽選でプレゼントを進呈（詳細は後日発表）

購入対象者

- （1）平成31年度（令和元年度）住民税非課税者（課税基準日 平成31.1.1）
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
- （2）平成28年4月2日～令和元年9月30日（消費税・地方消費税引上げ日の前日）
までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

販売額

1冊4,000円（500円×10枚 5,000円分）

購入限度額

- (1) 住民税非課税者 5冊20,000円（商品券25,000円分）
(2) 3歳未満児子育て世帯 5冊20,000円（商品券25,000円分）×3歳未満の子の数

販売方法

- (1) 住民税非課税者分
1. 対象者への購入希望通知の送付（7月下旬～8月上旬）
 2. 対象者からの購入申請受け付け・審査・決定（7月下旬～11月下旬）
 3. 購入引換券の送付（9月上旬～12月上旬）
 4. 購入引換券へ押印、商品券の販売（9月下旬～翌年2月）
- (2) 3歳未満児子育て世帯分
1. 購入引換券の送付（9月上旬～10月上旬）
 2. 購入引換券へ押印、商品券の販売（9月下旬～翌年2月）

販売場所

- ① ふたコ商品券事務局（warabi select shop）：蕨市中央3-6-4

有効期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

商品券が利用できない商品・サービス

区分	事例
換金性・投機性の高いもの、使用期間内に消費されない可能性のあるもの	商品券・ビール券・図書券・共通入浴券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連営業に係るもの及び同条第1項7号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・パチンコ、マーチャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金等
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
たばこの購入代金	「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、賃貸
その他	ふたコ商品券事業委員会が認めないもの

参加手数料

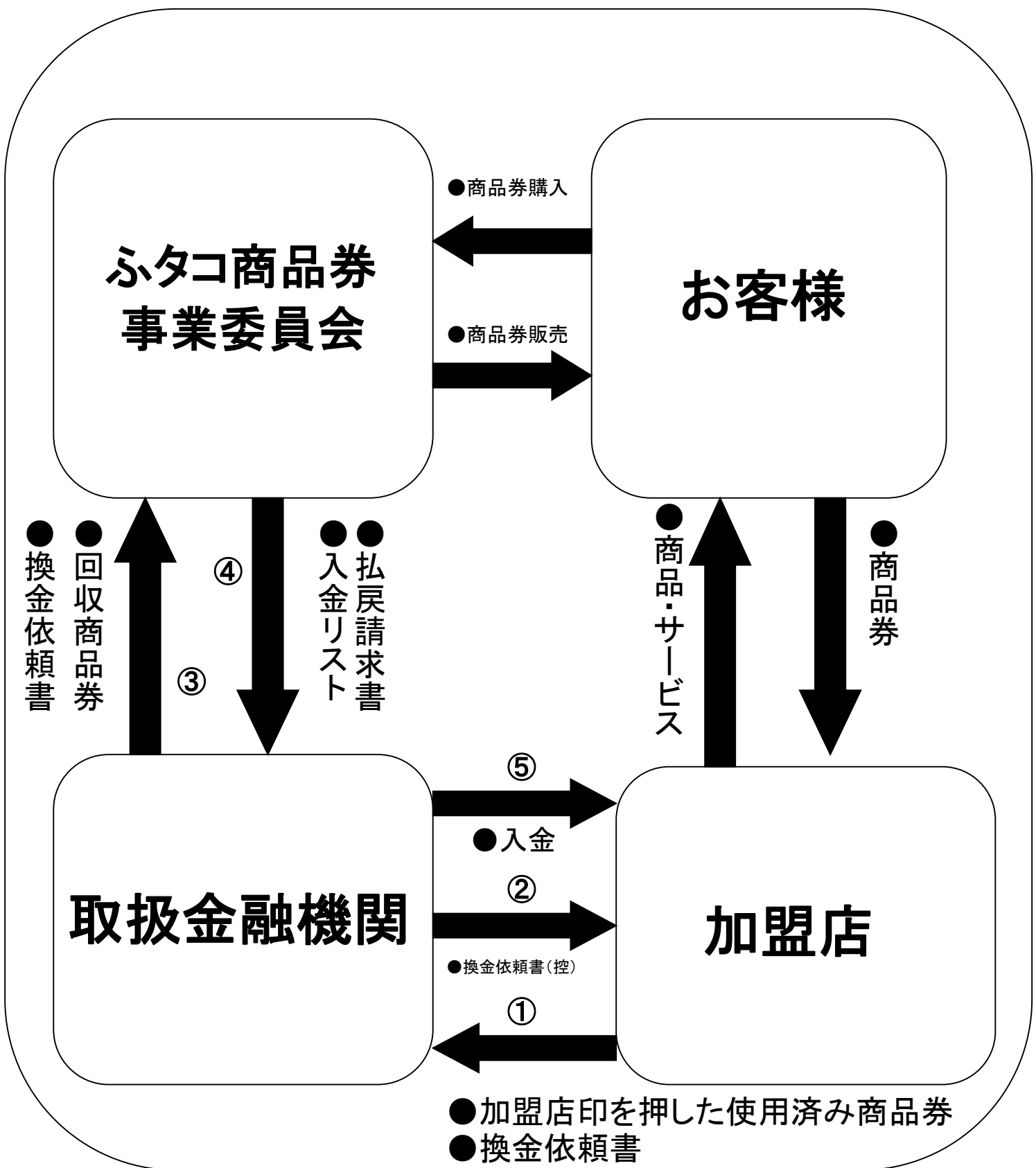
- ① 蕨商工会議所加入事業者は額面の1%
- ② 蕨商工会議所加入事業所であって大規模小売店舗立地法に基づく大型店は額面の2%
- ③ 蕨商工会議所未加入事業所は額面の4%の参加手数料を頂きます。

※参加手数料は換金の際に差し引きます。

広告宣伝

市内公共機関等にポスターを掲示、市の広報紙にチラシの折り込み、宣伝カーによるPRなどを実施予定。その他、専用ホームページを作成し、周知を行います。

ふたこ商品券の流れ





加盟店の登録

1 加盟店の資格について

加盟店として登録ができるのは次の要件（１）、（２）にいずれも該当する事業者が対象となります。また、加盟店と同系列（本・支店等）であっても蕨市外の店舗では商品券を利用できません。

- (1) 蕨市内で小売物品販売業、飲食業、サービス業、工業、建設業等を行っているものとし、風俗営業は除きます。
- (2) 当該事業に参加希望の事業者でふたコ商品券事業委員会の認めたものとし、

2 加盟店の登録方法について

ふたコ商品券加盟店登録申請書兼宣誓書（以下「様式第1号」）に必要事項を記入し、ふたコ商品券事務局にお申し込み下さい。また、取扱金融機関は、本冊子14ページにある金融機関となりますが、口座がないときは新しく口座を開設する必要があります。

※原則として取扱金融機関の変更はできません。

○申し込み締め切り 令和元年8月30日（金）

※申し込み期限を過ぎた場合でも受け付けますが、その場合、加盟店一覧等に掲載できない場合があります。

3 交換・譲渡及び売買の禁止

- (1) 商品券の交換・譲渡及び売買は行えません。
- (2) 通常の商取引以外の目的で使用された商品券の換金は出来ません。

4 責 務

- (1) 商品券の取り扱いを行う事業者（以下「加盟店」）は、通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる券又は大量に持ち込まれる等の偽造の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否すること。尚、その際は、その事実をふたコ商品券事務局に通報して下さい。
- (2) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止する為、券裏面に加盟店を記入またはスタンプ（ゴム印）を押して下さい。

5 登録の取り消し

当事業委員会の定めに違反する行為を行った場合、加盟店の登録を取り消すことがあります。

取扱上の注意事項

1 商品券の取扱について

- (1)商品券には有効期限があります。（令和元年10月1日～令和2年2月29日）
- (2)有効期限を過ぎた商品券は無効となるので商品等との取替はできません。
- (3)お客様がお持ちになった商品券については「ふたコ商品券」（見本）を参考のうえ、確認して下さい。

偽造券に注意 カラーコピー等

コピーをした場合、「コピー」の文字が薄く浮き出ます。



2 不正について

※次のような不正利用・不正換金があった場合には、返還請求等の処置をとります。

- (1)商品券を他人に売却すること。
- (2)商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3)加盟店自ら商品仕入等に利用すること。
- (4)加盟店自ら商品券を購入し、自店での換金をすること。
- (5)商品券の使いまわしをすること。（商品券の使用は1回限り）
- (6)その他商品券の目的に相反する行為。



ポスター等の掲示

ふたコ商品券加盟店は、必ず「加盟店ポスター」を店頭によく見える場所に掲示してください。これは、お客様が安心してお店に入っていただくために大切なことです。



ふたコ商品券を利用するお客様への対応

- (1) 商品券を持参したお客様には、商品券1枚につき500円分の商品・飲食・サービス等とお引換え下さい。
- (2) 商品券でお買いになるお客様も、現金でお買いになるお客様と同様に対応し、商品を限定しないようお願いします。
- (3) お客様に対して不愉快な思いを与えることなく、気持ちよく対応して下さい。
- (4) 商品券の使い回しを防止するため、商品券はお買い物の際に切り離して下さい。
- (5) おつりは出ません。

ふたコ商品券の換金方法

(1) 商品券の換金は、令和元年10月1日～令和2年3月13日までに必ず貴店の登録した口座のある取扱金融機関に持参をして下さい。

(時間に関しては各取扱金融機関の営業時間をご確認下さい。)

※期日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できませんので、ご注意下さい。

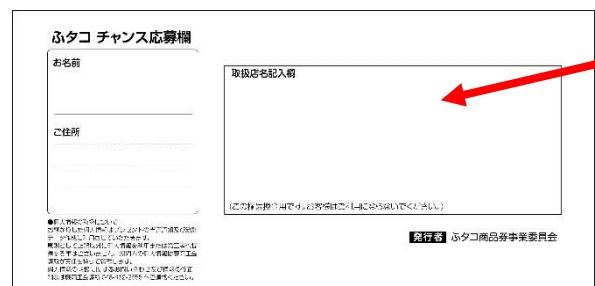
※取扱金融機関に一度に持参できる商品券（使用済み）は500枚までとなります。

(2) 商品券裏面の加盟店名記入欄に店名を記入していただくか、スタンプ（ゴム印）を押して下さい。

※店名の無いものは、取扱金融機関で換金できませんので、ご注意下さい。



(表)



(裏)

(3) 使用済み商品券が、100枚以上の場合は100枚単位に輪ゴムでまとめてください。（ホチキス・のり等ではまとめないでください。）

(4) 換金する場合は、「ふたコ商品券換金依頼書」（様式第2号）

- ・「裏面に加盟店名を記載した使用済み商品券」の2点を貴店の登録した口座のある取扱金融機関に提出して下さい。

※ふたコ商品券換金依頼書は、ふたコ商品券事務局並びに取扱金融機関にあります。

ふたコ チャンス応募欄

お名前

ご住所

消費者記入欄

取扱店名記入欄

ふたコ商店

代表 ○ ○ ○ ○

住所 埼玉県蕨市中央〇ー〇ー〇

発行者 ふたコ商品券事業委員会 蕨市中央5丁目1番19号 (蕨商工会議所内)

(この欄は換金用です。お客様はご利用にならないでください。)

発行者 ふたコ商品券事業委員会

こちらに加盟
店名を記載し
下さい。

●個人情報の取扱について
お預かりした個人情報はプレゼントの当選通知及び統計データ作成に利用させていただきます。
原則として上記以外に個人情報を利用または第三者へ提供する事はありません。期間内の個人情報は蕨商工会議所が責任を持って管理します。
個人情報の取扱に関するお問い合わせ及び情報の修正・削除は蕨商工会議所 048-432-2655 へご連絡ください。

(商品券/裏)

加盟店用

(様式第2号) **ふたコ商品券換金依頼書**

ふたコ商品券(使用済みのもの)について、次の通り換金の請求を致します。

請求日：令和 年 月 日 ※未内容のみご記入下さい

ふたコ商品券の枚数	金額				
	枚	※必ずマークをご記入ください			

加 盟 店	事業所(加盟店)名 <small>※必ず登録をした事業所(加盟店)名を記入して下さい。</small>	
	代表者氏名	
	事業所(加盟店)所在地	蕨市
	電話番号	

※取扱金融機関に一度に持参できる商品券(使用済み)は500枚までとなります。

金融機関確認印
(金融機関名・日付・確認印)

持参した商品券枚数

商品券枚数に応じて計算した金額を記入

金融機関の使用欄になります。

(ふたコ商品券換金依頼書)

- (5) 取扱金融機関から、換金依頼書の控えをお受け取り下さい。
- (6) 1日から15日までの受付分を当月末日、16日から末日までの受付分を翌月15日に貴店の指定口座に入金します。
(該当日が土、日、祭日の場合は翌営業日となります。)
- (7) 換金額は券1枚につき蕨商工会議所加入事業者は495円、加入大型店は490円、未加入事業所は480円となります。

汚損した商品券の対応

お客様が汚損した「ふたコ商品券」をお持ちになった時には、商品券表面の上部の番号が確認でき、2/3以上残っていれば、商品等との引換えを行ってください。

なお、「ふたコ商品券」と判別できないほどの汚損した商品券をお持ちになった場合や、金融機関において汚損商品券の換金に応じてくれないなどの問題が発生した場合は、すぐにふたコ商品券事務局までご連絡下さい。



全体の2/3以上残っていること

ふたコ商品券の引換販売所

- ① ふたコ商品券事務局 (warabi select shop) : 蕨市中央3-6-4



令和元年度蕨市プレミアム付商品券取扱要領

1 趣 旨

ふたコ商品券事業委員会が発行し、実施する蕨市プレミアム付商品券「ふたコ商品券」（以下「商品券」という。）事業については、この要領に定めるところによる。

2 目 的

消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者（住民税非課税世帯）・子育て世帯（3歳未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

3 発行総額

商品券の発行総額は、3億7,750万円とする。（販売総額3億200万円）

4 販売内容

販売は、商品券購入額25%のプレミアムを付加して額面500円の商品券1冊10枚綴り5,000円の商品券を4,000円で販売する。

5 プレミアム

商品券のプレミアム総額は、7,550万円とする。

6 販売期間

商品券の販売期間は、令和元年9月下旬から令和2年2月29日までの間とする。

7 有効期間

商品券の有効期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

8 販売場所

商品券の販売店はふたコ商品券事業委員会が別に定める場所とする。

9 加盟店の範囲等

- (1) 商品券の取扱を行う事業者（以下「加盟店」）は、蕨市内の店舗（小売物品販売業、飲食業、サービス業、工業、建設業を行っているものとする。但し、風俗営業は除く。）で当該事業に参加を希望する店舗のうち、ふたコ商品券事業委員会にふたコ商品券加盟店登録申請書兼宣誓書（以下「様式第1号」）を提出し、承認を受けた者の店舗。
- (2) 加盟店は、加盟店用ポスターを表示する。
- (3) 加盟店は、本冊子14ページにある取扱金融機関に口座がないときには、新たに口座を開設する。

10 参加手数料

- ①蕨商工会議所加入事業者は額面の1%
- ②蕨商工会議所加入事業所であって大規模小売店舗立地法に基づく大型店は額面の2%
- ③蕨商工会議所未加入事業所は額面の4%の参加手数料を頂きます。

11 購入対象者

- (1) 平成31年度住民税非課税者（課税基準日 平成31年.1.1）
 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
- (2) 平成28年4月2日～令和元年9月30日（消費税・地方消費税率引上げ日の前日）までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

12 商品券の購入申込限度額等

- (1) 住民税非課税者 5冊20,000円（商品券25,000円分）
- (2) 3歳未満子育て世帯 5冊20,000円（商品券25,000円分）×3歳未満の子の数

13 対象外商品・サービス等

区分	事例
換金性・投機性の高いもの、使用期間内に消費されない可能性のあるもの	商品券・ビール券・図書カード・共通入浴券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連営業に係るもの及び同条第1項7号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金等
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
たばこの購入代金	「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、賃貸
その他	ふたコ商品券事業委員会が認めないもの

14 取扱金融機関

本事業に係わる取扱金融機関は、本冊子14ページに記載のある金融機関とする。

15 換金手続

加盟店は、消費者が使用した商品券を換金する場合は、事前に登録をした口座のある取扱金融機関に「ふたコ商品券換金依頼書（様式第2号）」、「裏面に加盟店名を記載した使用済商品券」の2点を提出して、ふたコ商品券事業委員会から送金を受ける。

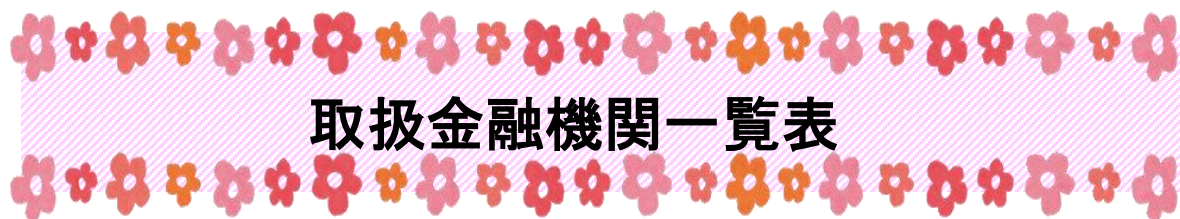
16 返還請求等

ふたコ商品券事業委員会は、商品券を購入した者、加盟店が次のことを行った場合はプレミアム相当額の返換請求、その他ふたコ商品券事業委員会で審議し決定した処置をとるものとする。

- ア 商品券を他人に売却すること。
- イ 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- ウ 加盟店自らの商品仕入等に利用すること。
- エ 加盟店自ら商品券を購入し、自店での換金をすること。
- オ 商品券の使い回しをすること。
- カ その他商品券の目的に相反する行為。

17 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。



取扱金融機関一覧表

No	金融機関名	〒	住 所	電 話
1	青木信用金庫 蕨支店	335-0001	蕨市北町1-23-15	048-443-1331
2	埼玉りそな銀行 蕨東支店	335-0002	蕨市塚越1-1-17	048-442-3866
3	みずほ銀行 わらび支店	335-0002	蕨市塚越1-3-2	048-443-1521
4	瀧野川信用金庫 蕨支店	335-0002	蕨市塚越7-1-7	048-441-1361
5	三井住友銀行 わらび支店	335-0004	蕨市中央1-26-1	048-431-0411
6	武蔵野銀行 蕨支店	335-0004	蕨市中央1-27-4	048-432-2940
7	城北信用金庫 蕨支店	335-0004	蕨市中央2-1-3	048-431-3111
8	埼玉りそな銀行 蕨支店	335-0004	蕨市中央3-18-3	048-431-3801
9	川口信用金庫 蕨支店	335-0004	蕨市中央5-3-12	048-431-2271
10	東和銀行 わらび支店	333-0851	川口市芝新町4-4	048-267-2345
11	青木信用金庫 蕨駅前支店	333-0851	川口市芝新町7-5	048-265-1831
12	東京信用金庫 蕨支店	333-0851	川口市芝新町9-10	048-268-1211

**※一覧表に定める取扱金融機関に貴店の口座がない
ときには、新たに口座を開設させていただきます。**

[ふたコ商品券取扱いの手引き]

 **お問い合わせ先**

ふたコ商品券事業委員会

〒335-0004 蕨市中央3-6-4

電話:048-234-3040 FAX:048-234-3040

令和元年8月16日までは下記蕨商工会議所までご連絡下さい。

電話:048-432-2575 FAX:048-444-1785

